KSKQ(あいえるらくがき帳 No.219)第三種郵便物承認　通巻第 10244 号　2022 年 5 月 21 日発行(1)

【KSKQ】 2022 年 5 月号 No.219

あいえるらくがき帳

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月(1・2・3・4・5・6・7・8の日)発行

引っ越し初日のメニューはチンジャオロース!(^^)!

(^^)/いただきまーす(^^)/

今回は、3 月 1 日にグループホームあいえるからほんわか 6 へ引っ越しした お二人にスポットをあてます(^^)/

ほんわか 6 に来て 2 か月が経ちました。あいえるにいる時より二人でいる時間が長くこの間お互いで励ましあったり助け合ったり以前に増して絆がいっそう強まりました!(^^)!　そんなドキドキ・ワクワクのほんわか 6 の 2 人暮らしをブログに上げていますので、是非ご覧ください(^_-)-☆

もくじ

〇国は上告してしまいました！(障害者のついーと)
——当事者スタッフのコラムです

〇そんなこんなで２０年？！(支援？介助？)
——支援について、スタッフの実際の声を紹介します

〇大阪市で地域移行の前段階支援事業が開始！(制度のア・レ・コ・レ)
——大阪市における地域生活移行推進事業の広がりについて紹介します

https://aiel.or.jp

あいえる協会
公式サイトはこちら

☘☘☘障害者のついーと☘☘☘

国は上告してしまいました!

６年前に起こった入所施設での重度障害者の殺傷事件を忘れないようにするため、ピア・エンジンは毎月アピール活動を行っています。また、この事件の引き金になったと言われる、人の命を〝いる命〟と〝いらない命〟に分けてしまう優生思想について、多くの人に考えてもらうためにも行っています。この優生思想をこの国で正当化していた法律が、旧優生保護法です。

旧優生保護法は、１９４８年～１９９６年までの約５０年近く存在していました。そして、この法律の下、障害者は不良な存在であり不良な子孫を残してはいけない存在であるとして、強制不妊手術や人工妊娠中絶が行われていました。強制不妊手術や人工妊娠中絶を受けさせられた障害者は、全国で約８万４０００人にも上ります。この中の２５名の障害者が、旧優生保護法は違憲であるとして、全国９カ所で裁判を起こしました。６つの地裁で敗訴していましたが、今年２月２２日の大阪高裁、３月１１日の東京高裁では逆転勝訴し、国に賠償命令が出されました。

この裁判で一番の争点になったのは、不妊手術を受けさせられた時から２０年以上経っていて、裁判を起こせる期間、つまり『除斥期間』をとっくに過ぎているので、国に賠償責任は問えないという問題でした。当時、手術を受けさせられた障害者の中には、何の手術なのかの説明もなく、騙されて体にメスを入れられた人もいました。旧優生保護法があることも知らずに約５０年近く経った頃に、やっと被害者の障害者が、自分のおかれてきた非人間的な状況や、障害者への人権侵害に気づくことが出来たのです。障害者のおかれてきた状況は、当時から今も変わらず、色々な情報や相談する力、地域で生き抜いていく力を奪っているのです。この裁判の結果に、国は『他の裁判や法のあり方に大きな影響を与えるため、最高裁の判断を仰ぎたい』とし、上告しました。

原告である障害者は、７０代から８０代が多く、これ以上時間がかかれば、裁判結果を見ることが出来るかどうか心配です。この人殺しに近い法律を作ったのは誰なのか！？　当時の議員の中で誰一人止めることが出来なかったのかという責任は、間違いなく国にあると思うのです。今後もこの裁判の行方をしっかりと見つめていきたいものです。そして、障害者殺しの優生思想の時代にピリオドを打ちたいものです。障害者も地域で生きているのですから……。

（文責：岸田）

☘☘☘支援？介助？☘☘☘

☆そんなこんなで２０年？！☆

今回はわたくし事ですが、あいえる協会で働くようになった経緯を書いていきます！

もうかれこれ 20 年前（？！）下の子どもが幼稚園に入園するのを機に、パートで出来る仕事がないかと新聞の折り込み広告（まだアナログ時代です）で仕事先を探していました。すると、家から近いところで「資格なし・未経験 OK！」という求人が目に飛び込んできました。しかも時間帯は子供が幼稚園に行っている時間内！仕事内容も「障害者の生活全般の手伝い」、私もできる！あと自分の子供にも障害があったので、何か惹きつけられるところも！！

そして採用となり、研修がスタートしましたが、当事者の方との関係作りが難しく、同行のヘルパーさんと同じことをしても上手く行きません。正直ダメかな～と思う事もありましたが、そのヘルパーさんの「ひとりで入るようになればなんとかなるよ☆」の言葉に励まされ、実際ひとりで介助に入るとほんとに何とかなりました☆きっと、研修期間はお互いの事を知る大事な時間だったのかも。

関係作りは、自分がどうかばかり考えてしまうけど、当事者の方が「どんな人かな？わかってくれるかな？」と不安だし、構えてしまうと思います。その人の想いを受けとめながら、寄り添いながら関係作りをしていく事が大事なんだと、日々勉強しながらそんなこんなで 20 年！

今は『グループホーム・あいえる』で、入居者の生活サポートをしています。あいえるの売りは何といっても手作りの『美味しい夕食』です。以前は、みんなで一緒に夕食を食べる機会もありましたが、今はコロナ禍で自粛中なので、早く以前のようにみんなで夕食が食べれるようになって欲しいと願っています！

最後に、これからも障害者の方が『地域で自分らしい生活』が送れるように、その人の想い、ペースに寄り添いながら『一緒に』生活づくりをしていけたらと思っています。

まだまだ頑張ります!(^^)!

（文責：小林）

☘☘☘制度のア•レ•コ•レ☘☘☘

大阪市で地域移行の前段階支援事業が開始！

「地域移行支援事業」ができましたが…

国は、2016 年度から入所施設からの地域移行を進める為に、「地域移行支援事業」を作りました。この事業は入所者が地域移行を希望してから利用できる事業で、移行にむけ日中活動や体験宿泊、移行先の住居の下見や各種行政手続きなどを支援する活動を補助するものです。しかし、この事業の報酬は実際の動きを反映したものではなく、また、利用期限が限られ、交通費も出ないなど、多くの課題が指摘され、開始後、事業の充実が少しだけ図られましたが、充実のハードルが高く、さらなる改善を要望しているところです。

精神障害者の地域生活移行推進事業が大阪市で開始されています！

しかし、「移行支援事業」ができても、ほとんど利用は進みませんでした。そんな中で、大阪市では 2018 年度から「精神科長期入院者に対する地域生活移行推進事業」が実施されました。この事業は、上記の「地域移行支援事業」の利用に繋げる事業です。施設入所者は、長期間の施設生活を余儀なくされている中で、地域生活をイメージしにくく、地域移行の希望を聞かれても決断することが難しい状況におかれています。地域生活を希望するためには、施設入所者に実際に地域生活している当事者の話を聞いたり生活の様子を見てもらったり、外出や地域での宿泊の体験をしてもらうなどの機会を提供することを通して地域生活のイメージを膨らませてもらうことが大切です。こうしたニーズに対応するものとしてこの事業が有効です。実際に、コロナ禍で実施が困難な時期はありましたが、本事業によって地域移行支援事業に繋ぐことができています。

入所施設の「前段階支援」事業の利用を広めていこう！

こうした「前段階支援」の事業を精神科以外の入所施設の障害者も利用できるようにと要望してきて、ようやく大阪市で実施されることになりました。現在、この事業の報酬単価、交通費、実施事業所、利用期間、対象施設、利用人数などの内容検討がなされていますが、この事業をより実効性があるものにするように要望していかなくてはなりません。特に、施設入所者が自分の住む場所の選択ができるための情報提供をすべての入所者に行うことは行政としての責務ですので、できるだけ多くの入所者が利用できるようにすべきだと考えます。

精神障害者対応の「地域生活移行推進事業」は、行政機関である「こころの健康センター」が病院をまわり、利用者の掘り起こしを行っています。入所施設においては、この間コロナ禍で中断してきましたが、行政と地域団体が一緒に入所施設を訪問する取り組みを継続していくべきだと思います。この事業を活用して、地域移行の推進につながることを期待したいと思います。

(文責：池田)

一九九一年九月三日　第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）発行

お知らせコーナー

みんなのぬくぬく ～交流スペース～

■次回ぬくぬくスケジュール■

新型コロナウィルス感染拡大防止のため休止中です。現在、法人内で訪問販売のみ実施中です。

★ヘルパーさん大募集★

時給：1280 円～

勤務地：住吉区・西成区の一部

勤務日：週 1 日～OK!※応相談！

連絡先：ヘルプセンター・ホップ
住吉区長居１－３－１９ 和光第３ビル３F
TEL:０６－６６９４－５１４６
お気軽にお問い合わせください！

『藤本さんの健康に迫ってみた』掲載中！
特定検診を受けに行った時の話です

住吉区地域自立支援協議会

■障がい者の暮らし何でも相談■

日程：５月２５日(水)　１１時～１４時

場所：住吉区役所

＊コロナ流行のため、実施に関しては HP からご確認ください

住吉区地域自立支援協議会 HP

編集人・発行人

■編集人■

社会福祉法人あいえる協会ライフ・ネットワーク（生活介護事業所）

〒558-0004　大阪市住吉区長居東 3-8-25　ふぁみーゆ長居Ⅱ１F

ＴＥＬ：06-6607-8260　　ＦＡＸ：06-6607-5503

郵便振替口座　00960-5-137458　年間購読料 600 円（定価 100 円）

■発行人■

関西障害者定期刊行物協会

大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ﾋﾞﾙ４F

社会福祉法人あいえる協会

法人本部

ヘルプセンター・ホップ

自立生活センター・まいど

グループホーム・あいえる

グループホームほんわか

ウィル

ライフ・ネットワーク

ピア・エンジン（分所）